

## 指導者—国家—憲法体制の構成

南 利 明

第一章 政権掌握とライヒ指導の受託

第二章 党と国家の統一

第三章 指導者兼ライヒ首相アドルフ・ヒトラー

### 第一章 政権掌握とライヒ指導の受託

「私はドイツ国民の福利のために全力を挙げ、ライヒの憲法と法律を遵守し、私に課せられた責務を良心的に果たし、首相の職務を偏りなく、また万人に対し公正に遂行することを誓うものであります。」前年一月の国会選挙で再度ライヒ国会の第一党となった「国家社会主義ドイツ労働者党」、いわゆるナチス党指導者アドルフ・ヒトラーが、三カ月近くに及ぶライヒ首相の座をめぐる最後の戦いの後、ようやく、大統領官邸において、任命権者であるヒンデンブルク大統領を前に、彼の閣僚とともに法律に定められた型通りの就任宣誓式を無事済ませたのは、一九三三年一月三〇日の正午間近

指導者—国家—憲法体制の構成

のことであった。

新政権の性格が「議会における多数派に基礎を置く内閣」<sup>(2)</sup>であったのか、それとも「一種の大統領直属の連立内閣」<sup>(3)</sup>であったのかはともかくとして、この日の出来事が『ライヒ憲法』第五三条に基づくライヒ大統領による任命行為であり、ヒトラーの地位と権限もまた憲法に根拠を置き、憲法から由来するものとして、彼以前の歴代の首相のそれと何ら変わるころはなかった。彼は『ライヒ憲法』に定められた官職、即ちライヒ首相職を有する者であり、したがってまた、彼の権限は『ライヒ憲法』に定められた権限以上のものでも、またそれ以下のものでもなかった。それ故、この日ヒトラーが手にした権力は、「指導者権力」、つまりは、民族の最良の子供であることを唯一の根拠に民族から授与される、国家とはまったく無関係な、国家の外にある、あるいは国家を超えたところの権力といったものではさらさらなく、大統領による首相職への任命という、文字通り、『ライヒ憲法』を唯一の根拠に授与された、国家に由来する、国家の権力そのものであったことに間違いはない。

首相就任の三日後、ヒンデンブルク大統領は、「ライヒ憲法第二五条に基づき、新たな国会選挙によってドイツ民族が国民連合政府の新たな形成に対し態度決定を行うようライヒ国会を解散する」との『解散命令』<sup>(4)</sup>を布告したが、これもまた議院内閣制の下にあつて憲政の常道に即したものであつたことはいうまでもなからう。とりわけ政権発足の経緯に鑑みて、新しい内閣が早急に国民に対し信を問うことは当然であり、必要なことでもあつたのだから。三月五日の投票結果もまた、国法上は、ナチス党が国会における第一党の地位を確保し、ヒトラー内閣が国民により信任されたということ以外の何物でもなく、ヒトラーとナチスの勝利は一月三〇日に彼らが手にした権力——それが国家権力であつたという限りにおいて——の性格に何らの変更を加えるものではなかった。それは、翌六日の『ドイツ一般新聞』に掲載されたD. F. Kの党とヒトラーに対する警告を込めた論評にも見られるとおりであつた。「ナチス党はもはや権力のために戦う運動ではない。彼らは権力を獲得したのであり、今後の政策運営に際し、この新たな事態を考慮に入れることが求められている。

ヒトラーは、ライヒ首相として、政治活動を開始することになったのである。この結果、ドイツの生存にかかわる諸問題もまた、彼にとつてこれまでとはまったく異なった相貌をもつたものとして立ち現れることになるであろう。突発的な出来事であれ、強権的な事柄であれ、彼はそれらの問題を政府あるいは行政の枠内で一挙に解決しうる巨大な権威を手に入れたのだ。しかして、今後、彼がライヒ大統領閣下の意図に沿って政治活動を展開するであろうことを、われわれは確信するものである。<sup>(5)</sup>

三月二一日、「国民高揚の日」と名付けられたこの日、ポツダムの衛戍教会で催された国会開会式において、ヒンデンブルク大統領はヒトラー等に対し次のように呼びかけた。「三月五日の選挙において、わが民族の多数が私の信任を受けた政府に対する支持を明らかにし、政府の活動に憲法上の根拠を与えた。ライヒ首相並びに大臣諸君に課せられた任務は多様かつ困難なものがある。諸君が確固たる意思をもってこれら任務の解決に邁進せられんことを確信する。新たなライヒ国会の議員諸君が政府を支持し、協力せられんことを期待するものである。」<sup>(6)</sup>大統領の発言の趣旨は明らかであろう。彼の意図が、大統領直属の内閣として国会に足掛かりをもたなかつたブリュニング内閣やパーペン内閣、シュライヒャー内閣に対し、本来の形での議院内閣制への復帰が実現されたことを改めて確認し、宣言しようとすることにあつたと見て間違いない。いずれにせよ、ヒンデンブルクの関心事は憲法の枠内で政権基盤を大統領から議会へ移すことであつたのであり、彼にとつて、ヒトラーの権力が国家の権力そのものに他ならなかつたことは、問題とするまでもない、自明のこと、当然のことであつたと思われる。

しかしながら、大統領に続いて行われた演説からは、ヒトラーの認識、意図がまったく異なるものであつたことを容易にうかがいうるであろう。彼はこの中で先ず一月三〇日の出来事を次のように総括した。「(ドイツ民族とライヒを分裂と闘争の中に投げ込んだあのいまわしい大戦後) 自らの民族への信頼に根ざし、新たな共同体を形成せんとするドイツ統一の新しい運動が生まれました。この若いドイツに対し、閣下は高潔な決断をもつて、一九三三年一月三〇日、ライヒの

指導を託されたのです」と。さらに今回の選挙の趣旨及びその結果の有する意義について彼は言う。「しかし、民族自身もまた新たなドイツの生存秩序に対し彼らの同意を表明する機会を与えられねばならないとの確信に基づき、国民政府を構成するわれわれ一同はドイツ国民に対し先の選挙戦において訴えかけを行いました。三月五日には、民族の多数により、断固たる決断に基づき、われわれに対し信仰告白が与えられたのです。」<sup>(7)</sup>この二日後に行われた国会演説の中でも同様の発言が繰り返されている。即ち、「ナチズム運動は、猛烈な弾圧にもかかわらず、ドイツ人の多くの精神と意思をとらえ、防衛の戦いに糾合することに成功した。今や、この数週間うちに、他の国民的団体と結んで、一九一八年以来ドイツを支配してきた勢力を排除し、革命により国家権力を国民的指導部の手に取り戻した。三月五日は、ドイツ民族がこの出来事に彼らの同意を与えた日であったのだ」と。<sup>(8)</sup>

つまり、ヒトラーにとって、一月三日の出来事は単なる政権交代ではなく、また三月五日の選挙も、内閣の信任を求め、国会の多数派の形成を目指す従来の意味での「国会選挙」といったものではなかったということである。従来型の国家の統治とは異なる、「ライヒ指導」という新たな政治形態に対するドイツ民族による信任投票こそが問題であったのだ。<sup>(9)</sup>現に、ライヒ政府がドイツ民族に向けた二月一日の選挙アピールの中には、「われわれは国民と国家の指導者(nationale Führer)として、神に対し、われわれの良心に対し、わが民族に対し、われわれに与えられた使命を断固実現することを誓約するものであります」<sup>(10)</sup>との文言が盛り込まれ、ゲッベルスもまた二月二日にベルリンで行われた演説の中で、はっきりと、「一月三〇日は体制が変革された日であった。……われわれが求めるものはドイツ民族の偉大な信任投票である」<sup>(11)</sup>との考えを表明していた。統治に代わる「指導」の信任、それが今回の選挙の真の目的であった。いわば「投票用紙という手段による一人一人の態度決定が革命をもたらす」<sup>(12)</sup>、そうした「仕掛け」がセットされたのだといえよう。したがって、投票結果の有する意義もまた、ヒンデンブルクが期待した議院内閣制の復活といった点になかったこともいうまでもない。「新たなドイツの生存秩序」、即ち、ナチス党及びその指導者であるヒトラーが民族とライヒを指導する、そうした新たな

憲法体制に対してドイツ民族が投票用紙を通じて信仰告白を行ったということにあったのだ。<sup>(13)</sup>ゲーリングは、この点を、開会式に続いて開かれた国会の冒頭、ライヒ議長としての挨拶の中で次のように確認し、宣言している。「紳士淑女諸君。私たちは今偉大な時に立っています。数週間にして国民革命の聖なる炎がドイツ民族をとらえたのです。ライヒ大統領閣下はドイツ民族に対し次のように問いかけられました。余が信任をもってドイツ民族の指導を委ねた国民高揚の指導者たちに諸君は随き従うことを欲するか、と。圧倒的多数がこの決断に従ったのです。それはいまだかつてドイツの議会議史になかったものでした。」<sup>(14)</sup>

第五回党大会が、合法革命の成功を受け、「勝利の大会」の名を冠してニュルンベルクで開かれたのは、この五カ月余り後のことであった。ルイトポルトホールで行われた開会式の終了後、夕刻から開かれた党文化会議においてこの日はじめて演壇に立ったヒトラーは、記念すべき演説を次のような言葉で始めた。即ち、「ナチス党は、一九三三年一月三日、ライヒの政治指導を委託された」とも<sup>(15)</sup>っとも、既にこの時点、党ではなく、ヒトラー自らが民族の指導の受託者の地位に立つことについて何らの疑問もなかったにちがいない。この点に關し、午前中に行われた開幕式の演説の中で指導者代理であるヘスはハッキリと語っていた。「党が民族意思を組織的に表現する。それ故、党が国民と国家(Nation)の指導の担い手であり、当然の結果として、党の指導者が国民と国家の指導者となったのだ」と。さらに彼はヒトラーに次のように呼びかけた。「あなたは、国民と国家の指導者として、われわれの最終的勝利の保証人なのです。われわれは、あなたの中に体现された国民と国家の指導者に対し心より歓迎の意を表するものです。」<sup>(16)</sup>この時からおよそ八年後、一九四一/四二年の冬季救済事業の開幕式の中で、ヒトラーは、改めて、一月三〇日を「指導者」としての地位と身分が確立された日であるとしたが、そこにはもはやヒンデンブルクの名も、ドイツ民族の名も見当たらなかった。即ち、「神は、一九三三年一月、私に対しライヒの指導を委託した。」<sup>(17)</sup>

もっとも、こうした彼らの言にもかかわらず、政權掌握から最初の国会に至る時点、制度的には、ヒトラー及びナチス

党が民族とライヒを指導する状況になかったことは確かである。ヒトラーはただライヒ首相として国家の権力機関の一つの担い手でしかなく、党もまた中央党や社民党等と並ぶ一つの政党でしかなかったのだから。「民族の意思と指導の権威が結びついた一つの憲法体制」の構築は遠い将来の課題であり、その実現のための不可欠の前提となるべき民族共同体の建設は今ようやく始まろうとしていたところであった。国家権力は、最終的にはその役割を終えることが予定されていたとはいえ、差し当たり当分の間、共同体建設にとって不可欠の「技術的な補助手段」<sup>(19)</sup>として位置づけられるべきものであったことは間違いない。ナチスがただちに取り組んだ合法革命の目的も、国家権力それ自体の壊体ではなく、この当の国家権力を党と並ぶ民族指導のための最適手段となるべく再構成することにあつたと解される。

このように見てくると、何故一九三四年の時点においてレーム等SAに対する肅清が行われなければならなかったのか、その理由も自ら明らかとなるであろう。彼らの企図が国家の破壊を指すものとみなされた以上、それは必然の出来事であつたといわざるをえない。「国家」に対する謀叛が肅清のための口実とされたこと<sup>(20)</sup>、七月三日の閣議がSSの行動を「『国家』緊急防衛として正当な措置であつた」との決定を下したことは決して理由のないことではなかつたのである。いづれにせよ、一九三三年の党大会で「政治的な運動と国家の官僚機構の両極性の中に将来の国民と国家の生はその表現を見い出すことになるであろう」と語つたように、神から民族の指導者たる地位を付与されたヒトラーが、指導者―憲法体制の完成に至るまで、党と並んで国家を民族の最終目標実現のための手段として位置づけ、利用する<sup>(23)</sup>、そうした暫定的な憲法体制が、両者の比重を絶えず変化させながらも、一九四五年の崩壊を迎えるまで第三ライヒを支配し、貫徹することになる。国家を介在した新たな、しかし暫定的な憲法体制は、旧来の国家―憲法体制でも、また将来の目標としての指導者―憲法体制でもなく、それに至る過渡的、かつ中間的な体制として、「指導者―国家―憲法体制(Führer-Staat-Verfassung)」の名で呼ばれるべきものであつたのだ。それでは、この憲法体制の構成は具体的にいかなるものであつたのか。

## 第二章 党と国家の統一

政権掌握後の強制的同質化の過程においてナチス党以外の諸政党を解散に追い込んだヒトラーは、その作業が完了した七月六日、首相官邸にライヒ代官を招集し、彼らを前に今回の一連の措置の意義を総括し、次のように語っている。「諸政党は今や最終的に除去されるに至った。これは歴史的な出来事であり、その有する意義並びに効果というものはいまだ十分認識しえないほどである。われわれは今日至るところでわれわれの意思を貫徹しうる絶対的な権力を手に入れた。党が今や国家となったのだ」と。<sup>(25)</sup> 八日後、ライヒ政府は、『政党新設禁止法』<sup>(26)</sup>を制定、公布し、ナチス党以外の政党の「存続」、「新設」の企図を三年以下の重懲役又は六カ月以上三年以下の軽懲役をもって禁止するとともに、改めて「ドイツ国内には唯一の政党として国家社会主義ドイツ労働者党が存在する」ことを確認、「複数政党制」に代わる「ナチス一党支配体制」の確立を宣言した。さらに、五カ月後の一月一日、ライヒ政府は、『党と国家の統一を保障するための法律』<sup>(27)</sup>を制定、公布、先の法律により唯一の政党として第三ライヒの新たな憲法体制の一翼を担うに至ったナチス党と国家の関係を次のように規定した。即ち、「ナチズム革命の勝利の結果、国家社会主義ドイツ労働者党がドイツ国家思想の担い手となり、国家と不可分に結ばれた。党は公法人とする。」

ファブリツィウスが法律を注釈する中でいうように、党と国家の統一は、「ライヒ大統領がナチス党指導者に対しライヒ首相職及び国家の監督を委ねた瞬間に実現されたものであった」<sup>(28)</sup>にせよ、この『統一法』が、合法革命によりその実現が目指された指導者―国家―憲法体制の構成、その中でもとりわけ重要となる党と国家の関係をはじめて明確に規定し、内外に向けて明らかにした点において、きわめて重大な意義をもつ法律であったことは間違いない。したがって、シュトゥットガルトがこの法律を「真の憲法を形成する」<sup>(30)</sup>と評したことも必ずしも的外れなものではなかったのかも知れない。

それでは、「党がドイツ国家思想の担い手となり、国家と不可分に結ばれる」憲法的事態とは具体的にいかなるもので

あったのか。立法理由書は次のようにいう。「『政党新設禁止法』により」ナチス党が獲得したドイツ国家における特別の地位を確立すべく、党と国家の不可分の結合を眼に見える形で表現することが必要となった。統一法は党を憲法上国家の中に組み込むことによりそれを実現したのである」と。(31)当初、このことから、フリックやケルロイターに代表されるような、党が国家の官庁組織に組み込まれ、国家の一つの機関となったとの解釈が流布され、その結果、たとえば業務上横領の罪に問われたS A中隊長が刑法第三五九条にいう「官吏」とみなされ有罪判決を受けるといった事態が一部で生まれ、たまたま、しかし、法律の意図がそうした点になかったことについては大方の論者の一致するところであった。たとえばシュミットは、「国家と運動は一つに結ばれたものの、しかし融合されたわけではない」という。「それらは互いに分離されるものではないが、しかし相互に区別されるものである。党は運動であることを止めるべきではなく、また、自らの生命の保全を目的に、単純に国家の組織の中に合流すべきものでもない。そうしたことは、国家にとっても、また運動にとっても等しく危険なことであるう。」(36)

何よりも先ず確認されるべきは、党及び国家は自らに固有の意思と目的を有する独立の組織といったものではなく、いづれも民族の指導者の手の中にあつて、民族の最終目標に奉仕する一つの手段、装置として位置づけられたということである。(37)ヒトラーは、『我が闘争』の中で、「国家は目的ではなく、一つの手段である」とし、(38)国家の手段的性格を次のようにハッキリと確認、宣言していた。「その目的は、肉体的・精神的に同じ種に属する人間の共同体を維持し、助成することにある。……国家の価値というものは、当該民族にとってこの制度が〔右の目的の実現にとって〕どの程度の価値を有するかによつてもっぱらはかられるのである。」(39)数年後の国防軍訴訟においても同様の考えが繰り返されている。「ナチス党は国家の中に民族の維持という目的のための手段を見る。……民族主義的思想にとつて、重要な事柄は民族の維持にあり、国家はそのための手段に過ぎない。」(40)

この時ヒトラーは「ナチス党は……」と語っていたものの、党自体もまた、それが目的のための手段であるという点に(41)



において、国家と何ら変わるところがなかった。この点に関し、一九三七年一月三〇日の国会演説は次のようにいう。「われわれ人間は、神により創造された人種の存在の意義、目的を認識することも、確かめることもできない。しかし、人間の作った組織や機関の意義、目的は、不変に存在し続ける民族の維持のためにそれぞれが果たす有用性によってはかられる。したがって、民族が第一次的存在である。党は、第二次的存在として、民族の維持という目的のための手段でしかない。この課題に忠実である程度に應じて、党は有用であり、その存在が正当化される。もしこの課題を果たさなくなるならば、それは有害となり、改革ないし廃止されるかして、より良いものによって置き換えられねばならない。」<sup>(42)</sup>

もっとも、同じように目的のための手段として位置づけられ、指導者の手の中にあつてその実現のために協働すべきものとされながら、指導者との関係において、党と国家の間には明らかに根本的な相異があつたことも否定できない。指導者とその政治的騎士団とされた党の関係が、世界観に定位した権威と忠誠を前提とする「指導(Führung)」のそれであつたとするならば、共同体ではない国家との関係は、法規範に定位した命令と服従を前提とする「監督(Leitung)」のそれであり、そのことから指導者は国家の「監督者(Leiter)」<sup>(45)</sup>の地位に立つものともみなされたのである。

その関係が指導であれ、監督であれ、憲法体制の中に民族の指導者の手段として組み込まれた結果、党と国家はともに、それぞれの性格に関し、当然のことながら、従来のそれに比べ、大きな変容を蒙らざるをえなかつた。国家に關していえば、もはや「機関を通して活動する法人格」としてとらえうるものではなくなつた。<sup>(46)</sup> イェリネック以来支配的となつた国家観によれば、国家は固有の独立した法人格を有し、政府、大統領、首相等はこの国家という不可視の人格存在の「機関」として位置づけられてきた。政府等の機関の権限や活動の一切が国家の意思を表現する憲法や法律等の法規範の実現に定位し、かつそれによって規定されなければならなかつたことはこうしたことに由来する。しかしながら、ヘーンの指摘にもあるとおり、民族共同体及び指導の原理の登場がこのような観念の妥当性を奪い取ってしまったことは間違いない。<sup>(47)</sup> 国家を超え、国家の外に立つ民族の指導者が国家の機関といつたものでありえないことは当然のことであつたらう。<sup>(48)</sup> 彼は、

憲法や法律ではなく、共同体の理念、精神、生存法則等に基づいて方針を決定し、民族を指導し、そして国家を監督する。ここにおいて、国家の変容は明らかであった。ヘーンは、バイエルン首相がヒトラーの歓迎式典においてバイエルン国家を運動の機関であると宣言したこと、あるいは、『プロイセン地方自治法』<sup>(49)</sup>が序文の中で「民族に奉仕する国家の課題」について言及したことを引きながら、指導者ではなく、まったく逆に、国家の方が彼の「機関」として位置づけられることになったのだと結論する<sup>(50)</sup>。

他方、ナチス党もまた、憲法体制の一翼を担うものとして、私法上の登録団体でしかなかった従来の政党に対し、それらとはまったく異なる性格をもつに至ったことは明らかである<sup>(51)</sup>。『統一法』が「党は公法人(Körperschaft des öffentlichen Rechts)とする」との規定を置いたことも、こうした事情によるものであったろう。立法理由書は次のようにいう。「ナチス党は、国家の中で自らに課せられた任務を果たすために、<sup>(52)</sup> 確固とした法形式を必要とするに至った。それ故、党は公法人の特徴をもつものとされたのである」と。しかしながら、公法人というものが、元来、地方自治体や社会保険団体等がそうであるように、固有の法人格を付与された公的行政機関の一つとして、<sup>(53)</sup> 国家の目的の実現を任務とし、そのため、一方で、国家から特権を付与され、他方で、国家の監督に服する団体であった限り、<sup>(54)</sup> 国家を超え、国家の外に立つ民族の指導者に直属する党がこうした公法人と同一視しうるものでなかったこともまた当然のことであった。さらに、ヘーンは、そもそも「団体(Körperschaft)」という概念でもってしてはナチス党の持つ固有の憲法的特質をとらえることはできないという。もし党が団体であるとするならば、先に紹介した国家観と同様に、党は機関を通して活動する一つの法人格の所有者となり、その場合には、党の指導者は、国家における大統領や首相と同様、単なる団体の機関に過ぎないものとなったであろう。それ故、団体という概念自体が共同体であるナチス党の本質に適合するものではなく、<sup>(55)</sup> それでもあえて公法人と特徴づけるならば、それは「ナチス党の卓越した地位を覆い隠す」ものでしかなかったにちがいない。党は、国家の特定目的の実現のために国家の中に設置された団体といったものではなく、むしろ、国家と並んで第三ライヒ

の憲法体制を構成する要素そのものに他ならず、その意味では、「憲法上の団体」<sup>(57)</sup>、より正確には、「ライヒの憲法を担う運動」<sup>(58)</sup>としてとらえられるべきものであったのだ。結局、ボルマンがいうように、もともと、「ナチス党の地位は法律の規定によっては正しく把握しうるものではなかった」<sup>(59)</sup>のであり、それにもかかわらず、『統一法』がえて党を「公法人」と規定したことは、革命の勝利後ナチス党が新たに獲得した公的性情を確認し、また周知させるための、いわば一種の「緊急避難的措置」<sup>(60)</sup>として理解されるべきものであったといえよう。実際、フーバーによれば、公法人にかかわる従来の法令、たとえば『ライヒ憲法』第一三一条や『ライヒ民法』第八三九条等の条項のナチス党への適用がありえないことにつきすべての法律学者の間で「完全な一致」が存在していたという。<sup>(61)</sup> いずれにせよ、その後、一九三五年四月二九日の『第一施行令』<sup>(62)</sup>は党を改めて「共同体(Gemeinschaft)」と規定し直し、さらには、一九四二年一月二日の『ナチス党の法的地位に関する指導者命令』<sup>(63)</sup>では、『統一法』の文言そのものが削除されるに至った。

党と国家が、このようにともに運動の機関であり、目的のための手段と位置づけられ、最終目標の実現に向けて協働する立場にあるとして、両者がそれぞれに異なる役割、機能を担うものであったことはいままでもない。さもなければ、党と国家の統一は単なる融合に墮すことになったであろう。それは、シュミットが指摘するとおり、ナチズムからすれば、国家にとっても、また運動にとっても等しく危険なことであったにちがいない。求められねばならなかったことは、統一化が最大限の効果を発揮すべく、それぞれのもつ機能の特性に応じた民族の最終目標への貢献、奉仕の役割分担であった。この点に関し、行政の最終責任者であるフリックは、一九三九年に行われたハンブルク行政アカデミーでの講演の中で、「国家の行政の範囲を党の領域に対して画定することが必要である」とした上で、党と国家の任務の在り様について次のような見解を披露していた。「党は民族を指導する。党は巨大なモーターであり、民族の生命を動かすダイナミックな力である。党の任務は、ナチズムの思想の純粋性を護り、ドイツ民族の中にそれを息づかせることであり、民族を指導し、その目的に向かって絶えず整序すること、指導部と民族の緊密な繋がりを不断に持続することにある。それに対し、国家

の行政は「法律を」執行する。その任務は、法律をナチズムの世界観の諸原則及び目的の枠内において安定的、かつ事態に即し、均等に実行することにある。<sup>(64)</sup>

党の任務については、フリックの右の見解もそうであるが、一九三五年の党大会におけるヒトラーの発言——「党の任務は、民族全体をナチズムの教義に基づいて教育し、彼らを国家の指導のために被指導者団として国家に配置することにある」<sup>(65)</sup>——の影響もあって、一般にドイツ民族に対する世界観教育を中心に、共同体の政治方針の決定等、民族の政治思想のトレーガーとしての役割を強調する見方が支配的であったが、しかしながら、こうした役割は、重要ではあれ、あくまでも党に課せられた全体の任務の一部に過ぎなかった。ナチズムが世界観を標榜し、世界観というものが一人一人の民族同胞の現存在全体に対する支配と管理を要求するものである以上、「世界観の守護者」を任ずるナチス党の任務が単に民族のイデオログとしてのそれにとどまるものでなかったことは当然のことであつたらう。むしろ、党は世界観の直接の執行者でもあつたのであり、最終目標の実現に向けた現存在全体に対する統御と整序の実行、それが党の課題に他ならなかった。そして、実は、この点に関し、国家の課題もまた基本的に大きな違いがあつたわけでは決してない。<sup>(67)</sup>両者の相異は、課題の内容ではなく、むしろその解決に至る手法にこそあつたと見るべきであらう。フランクが指摘するとおり、国家の任務が、その折々に指導者により裁可された法令を、明確な管轄領域の画定の下に、伝統的な行政的手段の行使により執行することにあつたとするならば、党の任務は、法治の原理から解放され、指導者に対する忠誠と指導者からの受託を根拠として、全体性と運動性の法則の下に、指導者がその都度決定する運動のテンポに即して民族の生存法則を直接執行することにあつたのだ。<sup>(68)</sup>

その意味では、フリックの先の発言や多くの論者<sup>(69)</sup>の思い込みにもかかわらず、党と国家の管轄の画定は、少なくともそれがそれぞれの任務の内容に関する限りは、元々不可能なことであつたといわねばならない。ちなみに、犯罪者に対する戦いをめぐるフリックとヒムラーの、あるいは、青少年教育をめぐるルストとシーラッハの主導権争い等々、第三ライヒ

の歴史の中で繰り返された管轄権をめぐる党と国家の争いもまたそのことと無関係ではなかったはずである。そして、管轄の確定が原理的に不可能である以上、こうした争いの決着はただ民族の指導者によつてのみ可能であつたにちがいない。ネーセが『統一法』を解説する中で、「指導者は指導者として、党の任務を自らの判断に基づいて拡大し、国家のそれに対し境界設定を行う権利を有している」と主張したように、党と国家のいずれが当該任務を担当するかは、もっぱら指導者の裁量に委ねられるべき事柄であつたのだ。最終目標に至る過程において、その折々の状況の下、指導者は、課題解決に向けて、それに見合つた最適の手段を、選択的に、時には並行的に、動員しうるのであり、党と国家は、そうした指導者の手の内にあつて、それぞれが有する異なる機能を通じてともに協働して最終目標の実現に貢献すべく期待されていたのである。<sup>(71)</sup> 結局、党と国家の統一とは、同じ目標に定位し、同じ課題の解決に向け、それぞれの固有の機能に応じて行われる役割分担の謂に他ならなかつたといふことにならう。<sup>(72)</sup> その限りにおいて、両者が、相互に「區別」されるべきものでありながら、不可分の「統一」を形成するものであつたことにつき疑問はない。

党と国家のこうした関係を明らかにする上で、『統一法』やそれをめぐる法律家等のさまざまな解釈論以上に決定的な意義をもつたものに一九三五年の党大会があつた。この大会は、周知のとおり、期間中に招集された国会が『血の保護法』等のいわゆる人種法律を制定したことによりユダヤ人問題の解決にとつて重要な大会となつたが、同時に、この問題に関連して大会中にヒトラーが党と国家の任務に関して行つた発言により、『統一法』が不分明なまま放置し、あるいはミスリードし、そのため多くの解釈論争を惹き起こした党と国家の役割、相互の關係の在り様が「根本的に解明」されたといふ点においても、第三ライヒの憲法体制上、同様に画期をなす大会となつたのである。

大会の冒頭、九月一日の開幕演説の中で、ユダヤマルクス主義や議會制民主主義等の民族の敵の打倒後も残存する国内の敵に対する戦いの遂行の必要性について語つたヒトラーは、その戦いの方途とともに、党と国家の果たすべき役割について次のような方針を明らかにした。「国内にある民族の敵に対する戦いは、形式的な官僚機構、及びそれが有する不

十分さにより決して妨げられることはないであろうことを確認したい。むしろ、国家の形式的な官僚機構が問題の解決にとって不適當であることが明らかとなった場合には、それに代えて、民族の生存を確実に保障すべく、より生き生きとした強力な組織を設けることになる。何故なら、民族は何らかの形式的な制度のためにそこに存在すると考え、その結果、或る制度が与えられた課題を解決しえない場合、民族はこの課題の解決を諦めねばならないと考えることは、この上もなく馬鹿げたことであるが故に。むしろ、実際はその反対なのだ。国家により解決される事柄は国家により解決されるのであり、国家がその本質上解決しえない事柄は運動により解決されることになる。何故なら、国家もまた民族の生存のための一つの組織形式に過ぎず、それは民族の生存意思の直接的表現である党、ナチス運動により支配、動員されるものに過ぎないが故に。……目的は民族の維持にある。これがナチズムの世界観の基本原則である。民族の維持に明らかに害となるものは除去されねばならない。もし一つの制度がこの課題を引き受けるのに適していないことが明らかとなった場合、別の制度がその課題を引き受け、実行しなければならぬ。……われわれは不穩な世界の直中に生きている。厳格な原則、及びその容赦なき執行のみがドイツをボルシェヴィズムのカオスから救い出す力をわれわれに与えるであろう。……万難を排して危険を芽のうちに摘み取る覚悟を有する限り、われわれは、国家のもつ内的本質に照らして異質であり、明らかにそれにふさわしくないとと思われる役割を、かような課題の解決にとってより適當と思われる制度に、もしそのことが必要とあらば何時でも、立法的手段でもって委譲することを躊躇い(75)はしないであろう！しかし、その決定はもっぱら指導部の意思に委ねられているのであり、個人の意思にはない。」

この演説が第三ライヒの憲法史の中で有した意義は、『統一法』が規定した「党と国家の不可分の統一」の真に意味するところがヒトラー自身の口から直接明らかにされた点に求めることができる。即ち、国家が、消極的な言い回しながらも、党と並ぶ民族の課題解決のための手段として位置づけられたこと、国家には国家の機能の特性に応じた役割が存在すること、しかし、国家によっては解決不可能な課題が存在すること、それらの課題の解決は党に委譲されねばならないこ

と、そして、その決定は指導者の裁量に委ねられていること等、今後民族共同体の建設が本格化する中で明確化が迫られていた党と国家の関係の在り様が最終的に確認されるに至った<sup>(76)</sup>ということである。演説が明らかにした基本方針は、早速、四日後、その解決が運動にとって最大の課題であったユダヤ人問題に適用され、またそのことによりヒトラーの方針の意味するところがより一層明白なものとなされるに至った。

九月一五日、党大会が開かれていた最中、ヒトラーにより招集されたライヒ国会は、午後九時、ゲーリング議長の下のような挨拶から始まった。「議員諸君！諸君は自由の党大会が開催されているこのニュルンベルクの町に急遽招集された。何世紀もの時を経て、再びこの古い名譽ある都市がライヒ国会の開催の地として選ばれたのである。……本日ここにライヒ国会が招集され、ライヒ国会もまたライヒ党大会と不可分に結びつけられたことに対し、ライヒ国会はわれわれの指導者に感謝を捧げるものである。このことはまた、党と国家の、そして民族と運動の統一を明白かつ一義的に表現する出来事に他ならない。諸君は、これから行われる指導者兼ライヒ首相の演説によって、本日の会議のもつ重要性を理解するであろう。」<sup>(77)</sup>続いて、『ライヒ国旗法』、『ライヒ市民法』、『血の保護法』の提案演説に立ったヒトラーは、内外のユダヤ人勢力によるドイツ及びドイツ人に対する挑発行動と、それに憤激したドイツ人の側からする防衛行為の恐れが新たなユダヤ人立法の必要を生み出したとの認識を表明した後、今後ユダヤ人問題の解決を進める上での党と国家の役割、その関係について、四日前の演説の趣旨に沿いながら、自らの見解と今後の方針を次のように明らかにしてみせた。「(ライヒ政府は今回立法的手段による問題の解決を決意したが、その際、われわれが依拠した考えは以下のとおりである。即ち、一回限りの世俗的解決によって、ユダヤ民族との間にドイツ民族にとって我慢可能な関係を見出すことを可能にする、そうした状況を作ることができないかということであった。この希望が果たされず、ユダヤ人の煽動がドイツ国内及び国際社会の中で今後も引き続き行われるようであるならば、その時には改めて対策を講ずることが必要となろう。……『血の保護法』は、これからも失敗が繰り返される場合、最終的解決のために法律の力でもってナチス党に移管せざるを

えなくなるであろう一つの問題を、法律という手段でもって規制しようとする試みである。法律の背後には党が立ち、そして、党とともに、党の背後にドイツ国民が立っている<sup>(78)</sup>。」

三つの法律が国会の「歓呼」によって承認された後、ヒトラーは、右の演説の締め括りの言葉と関係した、きわめて短いが、しかし、いささか奇妙な呼び掛けでもって国会の閉会を宣言した。「議員諸君！諸君は本日ここに一つの法律に同意を与えた。この法律のもつ全体的意義が十分に理解されるためには何世紀もの時間が必要となるであろう。諸君は、国家が法律という手段を放棄することのないよう、尽力せよ。諸君は、わが民族が法律という道を今後も進むよう、尽力せよ。諸君は、ドイツ民族全体のこの上ない規律によってこれらの法律に高貴な価値が与えられるよう、尽力せよ。こうした諸々の事柄に対し諸君は責任を負うものである。」<sup>(80)</sup> ライヒ議員に負わされた「責任」は、彼らの全員がナチス党員又はそのシンパであったことを考えれば、むしろ、象徴的な意味をもつものでしかなかったであろう。むしろ、彼らに仮託して、今後この法律を執行・適用する国家の他の機関、即ち、行政及び司法の責任が問われていたと見て間違いない。翌一六日に行われた党大会の閉会演説の中で、改めて、「国家の任務は、歴史的に生成し発展した国家的組織の行政を法律の枠内で、かつ法律によって継続することにある」との確認を行ったヒトラーは、さらに、古い政党国家の残滓が払拭されていない今日、国家の活動に対する党の側からの「監視」が必要不可欠であるとし、次のように結論した。「国家指導部の行路が明らかにナチスの諸原則と矛盾するところでは、党が警告し、必要な場合、それを正すため干渉することを余儀なくされるといった事態が生じうる<sup>(81)</sup>。」と。

もはや明らかであるう。党と国家はともに民族の生存法則の執行を課題とし、ただその実現のための方法において相異があったに過ぎない。いずれの手段が投入されるかは、運動のテンポに即して、またそれぞれの手段の特性に応じて、その折々の状況を勘案しながら指導者が決定すべき事柄であったのだ。そして、一九三五年の党大会の時点、ヒトラーの選択は、少なくともユダヤ人問題の解決に関する限り、国家による解決の優先であったということに他ならない。しかし、



むろん、そのことが国家の党に対する優位を意味するものでなかったことはいうまでもない。むしろ、事態がまったく逆であったことは、右に引いた最後の発言——「党が警告し、……干渉する。」——からも明らかであろう。この点は、既に前年の党大会において、ヒトラーが、「国家がわれわれに命令するのではなく、むしろわれわれが国家に命令する」との見解を表明していたとおりであった。党と国家がライヒを構成する二本の柱<sup>(83)</sup>であったとして、党の国家に対する優位性は問題とするまでもない、自明のことであったのだ。ヘーンはヒトラーの先の発言を次のように解説する。「国家ではなく、党が第一次的存在である。国家の存在理由は、官庁・官僚装置を使って、党により与えられた大きな方針を実現し、党の負担を軽減することにある<sup>(84)</sup>」と。

国家がかつて経験したことのないこうした新たな事態は、当然のことながら、国家の在り様に大きな変革を迫るものであった。たとえ国家の任務が伝統的な手段でもって法律に基づいて行政を継続することにあつたにせよ、「単に法律を執行するだけの中立的な国家」であることなど許されようはずもなかった。ありていにいうならば、国家もまた、可能な範囲において、党がそうであるように、「世界観の兵士」となることを求められたのである。たとえばフライスラーは、「国家の一切の活動は、それ故、完全なナチズムの生活共同体の実現のために指導者が定めた目標に服さなければならぬ」という。「従来の国家が、中立性を維持するため、行うことを欲せず、また行うことができなかった一切の事柄をナチズム国家は明白かつ断固として引き受ける。国家の一切の活動は一つの例外もなくナチズムの民族指導の掟に服さねばならない。一切の活動は民族の指導部の要請に即して整序され、この要請がどの程度実現されたかにつき評価されねばならない。われわれの時代は再び国家及びその個々の機関の一切の思惟、意思、活動を評価する尺度となる一つの基準を獲得したのである<sup>(85)</sup>」。

民族の世界観がこの「基準」を構成したことはいうまでもない。『統一法』が規定するように、世界観を代表するナチス党が「ドイツ国家思想の担い手」となる、そうした時代が始まったのだ。国家が政治指導者の意を体して活動する「肉

「<sup>(86)</sup>体」であるとするならば、世界観が国家の「魂」を形成する。これなしには、国家は「魂のない、死んだ機械」に墮すことになったであろう。<sup>(87)</sup> 国家の諸活動の目標及び方針の一切は党の掲げる世界観により規定され、<sup>(88)</sup> そのことから生まれる世界観の統一性及び同調性が党と国家の統一性を保障する。<sup>(89)</sup> さらに、民族の指導者が、民族の最良の子供として民族の世界観を体現する限りにおいて、党と国家の統一の最終的な保障人の地位に立つ。党と国家の統一、両者の不可分の統合は、結局は、「人格結合の原理により保障され」、<sup>(90)</sup> 民族の指導者が両者の結節点として、この統一を「眼に見える形で表現する」<sup>(91)</sup> というわけであった。そして、この「表現」は、『統一法』から八カ月後、ヒンデンブルク大統領の死去と同時に、指導者—国家—憲法体制を構成するもう一つの基本法により法的裏付けを与えられることとなる。

### 第三章 指導者兼ライヒ首相アドルフ・ヒトラー

一九三四年八月一日、ライヒ政府は、『元首法』<sup>(92)</sup> を制定、公布し、「ライヒ大統領フォン・ヒンデンブルクの死去」を条件に、『ライヒ憲法』が規定するライヒ大統領の一切の権限を「指導者兼ライヒ首相であるアドルフ・ヒトラーに委譲する」との決定を下した。ヒトラーは、この時までに既に、ライヒ首相としての本来の行政権の他に、『全権授与法』により立法権を、そしてレーム事件を契機に「民族の最高裁判官」としての地位を手にしていたが、<sup>(93)</sup> 今回の立法措置の結果、最後に残されていた大統領の権限を合わせて、国家権力の一切を掌握し、監督する地位と権能を獲得するに至った。<sup>(94)</sup> その意味で、『元首法』が、党と並んで国家に対する完全な統御を完成したものととして、政権掌握以降ナチスが取り組んだ合法革命の完成を画し、新たな憲法体制の成立を宣言する法律として位置づけられるものであったことは間違いない。

したがって、『元首法』の意義を単に従来分離されていた大統領と首相の二つの国家の官職の統合に見出し、それにより最終的にヒトラーによる全国家権力の統合、いわゆる「独裁体制」の確立が実現されたと解するならば、ネーセの指

摘にもある通り、この新たな事態の本質を見誤ることとなる<sup>(96)</sup>。そうではなくて、フーバーが「(民族と党の) 指導者が自らの内にライヒのすべての高権を統合した」というように、今回の出来事の本質は、ヒトラーという一個の「人格」が民族及び党の指導者としての資格において立法・司法・行政にかかわる国家権力の一切を掌握し、国家を党と並んで民族指導実現のための一つ的手段として利用する地位と権能を獲得したという、「指導者—国家—憲法体制」の基本となる枠組みを最終的に確立し、内外に宣言したことにあったと解される。そのことは、『元首法』及びその後の実施された「民族投票」に仕組まれた巧妙な仕掛けをとまげることによってはじめて明らかとなるにちがいない。

先ず、差し当たりの手掛かりとして、『元首法』第一条の全文を掲げておこう。「ライヒ大統領の官職はライヒ首相の官職と統合される。それにより、ライヒ大統領の従来の権限は指導者兼ライヒ首相であるアドルフ・ヒトラー (der Führer und Reichskanzler Adolf Hitler) に委譲される。彼は自らの代理人を定めるものとする。」

改めてこれらの文言を読み返した場合、国家の組織構成を定める基本法として、この条文のもついささか奇妙な体裁に気づかざるをえない。もし前段がいうように二つの官職の統合が目的であったとするならば、「ライヒ大統領の従来の権限はライヒ首相に委譲される」という規定だけで十分であり、また国家法上からは、それが適切、妥当な措置であったといえよう。それというのも、元来、国家の統治組織にあっては、権限の委譲は官職に対して行われるのが通例であり、そのことによってはじめて権限の受託者の非人格性が担保され、法治の原理が保障され、ひいては統治の継続性が確保されることになるからである。ところが、ここでは、条文に見られる通り、権限の委譲が「ライヒ首相」に対してではなく、「指導者兼ライヒ首相」という称号をもつ「アドルフ・ヒトラー」に対して行われている。後段が、「彼」、即ち「アドルフ・ヒトラー」が「自らの代理人」を選定すると定めたことも右の事態を受けたものであったことはいままでもないであろう。

それでは、何故「ライヒ首相」ではなく、「アドルフ・ヒトラー」であったのか。その理由は一つしか考えられない。

『元首法』が想定し、前提とした憲法体制は、もはや従来の意味での国家—憲法体制などではなかったという単純な事実である。国家の基本法に具体的な個人名が登場すること自体きわめて異例のことであったといわざるをえないが、『元首法』は、一方で、権限の委譲の対象を「アドルフ・ヒトラー」とすることにによって国家—憲法体制との訣別を、他方で、ヒトラーに対し「指導者兼ライヒ首相」という憲政史上例を見ない称号を付与することによって、民族の指導者が党と国家を民族の最終目標に奉仕する手段として位置づけ、利用する、そうした第三ライヒの新たな憲法体制の基本的な構成と確立を内外に宣言したのだと解される。即ち、「アドルフ・ヒトラー」という国家の外にある一個の代替不可能な人格が、ライヒ首相、ライヒ大統領といった代替可能な或る何らかの非人格的な国家の官職に代わって、憲法体制の中核に位置し、民族及び党の「指導者」として、同時に、大統領の官職を統合した「ライヒ首相」職を担うという、まったく新たな憲法体制がそうであった。したがって、「指導者兼ライヒ首相アドルフ・ヒトラー」という称号は、文字通り、アドルフ・ヒトラーの人格を介した運動と国家の結合という未聞の憲法体制を反映し、表現するものに他ならなかったのである。むしろ、この結合は単なる並列的なものでありようはずがなく、「指導者兼ライヒ首相」という称号自体に既に運動の国家に対する優位性が表現されていたことはいうまでもない。即ち、アドルフ・ヒトラーの人格の中に体现された指導者権力という、国家とはまったく無関係な、国家の外に由来し、国家を超える権力が国家権力を統括・管理し、民族指導実現のための一つの手段として利用するという垂直的な権力構造がそうであった。<sup>(98)</sup>その際、指導者兼ライヒ首相アドルフ・ヒトラーが、そのいずれの資格において行動するか、つまり、運動の指導者として行動するか、それとも国家権力を統合したライヒ首相として行動するかは、当然のことながら、彼の裁量に委ねられるべき事柄であったのだ。<sup>(99)</sup>

以上のように、『元首法 (Staatsberhauptgesetz)』の意義が、その名に反して、国家ではない、民族の指導者を頂点とするまったく新たな憲法体制を確立し、宣言することであったとして、しかしながら、逆に、ここにはこの憲法体制の死命を制しかねない重大な問題が潜んでいたことも確かである。つまり、憲法体制の中核を成す、元來国家の外にあり、

国家を超える、それ故国家法の対象とはなりえないはずの指導者及び指導者権力を国家法によって認知し、権威づけるといふ奇妙なパラドックスがそれであった。ちなみに、『元首法』自体は、憲法改正法律として、一九三四年一月三〇日の『ライヒ新構成法』第四条——「ライヒ政府は新憲法を制定することができる」——に法的根拠を置き、さらにこの『新構成法』もまたライヒ国会により『ライヒ憲法』第七六条の定める憲法改正立法の手續を踏んで制定公布されたものであったことは周知の通りである。それ故、「指導者兼ライヒ首相アドルフ・ヒトラー」の権威が『ライヒ憲法』を頂点とする授権の連鎖により根拠づけられ、その結果、彼の一切の権力、及び権力活動がそこから正当性を受け取ることにつき、かつてのライヒ大統領やライヒ首相の場合と何ら変わりがなかったということになる。しかしながら、もしそうであったとするならば、「指導者」は『元首法』により創設された非人格的な国家の「官職」に墮し、彼の有する権力もまた単に一つの国家権力に過ぎないものとなったであろう。その時には、「指導者」はもはや国家を超えて立つ民族の指導者ではなく、指導者権力もまた全体的かつ無制約的な権力ではありえなかったにちがいない。実際、マイスナー／カイゼンベルクが、今回の立法措置により、指導者は「国家の機関(Staatsorgan)」となり、また「国家の人格(Staatspersönlichkeit)」となったと主張したとして、それは決定的外れな法律解釈ではなかったのである。

このような奇妙なパラドックスから指導者及び指導者権力を解放すべく、最後に仕組まれた仕掛けが「民族投票」の実施であった。『元首法』が公布された翌日、「ヒンデンブルク大統領の死去」により「指導者兼ライヒ首相」の地位に正式に就いたヒトラーは、『元首法の執行に関する命令』を布告し、ライヒ内務大臣に対し、「内閣により決定され、かつ憲法に基づき合法的に私の人格及びライヒ首相職に対しかつてのライヒ大統領の権限が委任されたことにつき、ドイツ民族の明白な裁可を受けることを私は希望する」として、早急の民族投票の実施を命じた。既に前年の八月に、ヒトラーはゲッベルス等を前にして、ヒンデンブルクが死去した際における官職の統合と民族投票の実施について語っていたとされるが、それでは、何故の民族投票であったのか。その目的は何であったのか。『命令』は次のようにいう。「一切の国家権力は民

族に由来するものであり、自由かつ秘密の投票を通じて民族により承認されなければならないとの確固たる信念に基づき、私は、内閣の決定を必要な補足を付した上でただちにドイツ民族に問うべく自由な民族投票の機会を設けるよう、貴下に対し求めるものである。」投票日の三日前にも、ヒトラーはドイツ民族に対しラジオ演説を通して今回の民族投票の目的が何であるかにつき語りかけている。即ち、「(ライヒ大統領とライヒ首相)の二つの役割の結合がいかに合理的であり、またライヒ政府の法律がこの問題を憲法上いかに疑問の余地なく解決したにせよ、私は、ドイツライヒの新たな憲法体制を構築するというこの上もなく重大な一歩を踏み出す権限を先に私に与えられた全権から導き出すことを拒否しなければならぬ。否。それは民族自らが決定するものでなければならぬ。」

演説がいうところの「先に私に与えられた全権」が『新構成法』第四条を指すことは改めて指摘するまでもないであろう。一片の法律ではなく、民族自らの投票による新たな地位と権能の承認、それが民族の指導者としてのヒトラーにふさわしい舞台装置であったというわけだ。しかしながら、国家法的観点から見ると、ライヒ大統領の権限の「指導者兼ライヒ首相アドルフ・ヒトラー」への委譲は、『元首法』がそのための条件とした「ヒンデンブルク大統領の死去」により完成したことにつき何ら疑問はなく、その意味で、ライヒ官房長官ランマース自身も認めるように、民族投票の実施はまったく不必要な措置であったといわねばならない。それにもかかわらず、民族投票が求められた、あるいは求められねばならなかった理由は、「アドルフ・ヒトラーの指導に対する信仰告白」の表明を通して先のパラドックスを打ち破り、憲法体制の中核を成す指導者及び指導者権力が本来有していた非国家的性格を取り戻し、法的授權に必然的に伴う「法治の原理の畏」からそれらを救出すること以外には考えられなかったであろう。即ち、指導者及び指導者権力の権威を、『ライヒ新構成法』等の法規範ではなく、あくまでも国家を超え、国家の外にある「民族の裁可」によって根拠づけること、それが問題であったのだ。そうしてはじめて、「アドルフ・ヒトラー」は非人格化を蒙ることなく、「民族の最良の子供」であるという自らの有する比類のない「人格」のままに、またそのことを唯一の根拠として「指導者兼ライヒ首相」

の地位に就くことが可能となり、また、彼の有する権力は、国家とはまったく無関係な、国家の外に、国家を超えたところの、民族に由来し、民族から授与された権力としての性格を内外に主張することが可能となるというわけであった。したがって、今回の民族投票の目的は、国家の枠組みを前提とした単なる「擬似民主主義的な篡奪行為のカムフラージュ」<sup>(10)</sup>といったものではさらさらなく、より根源的に憲法体制そのものにかかわって、法治の原理に基づく国民統治に代わり、種の同一性の原理に基づく民族指導の体制を確立することにあつたのだ。

もっとも、民族投票によりはじめて「指導者兼ライヒ首相」の地位と身分が創設され、民族指導を担う新たな憲法体制が根拠づけられ、確立されるに至つたと解するならば、それもまた指導者及び指導者権力の本質を見誤るものといわざるをえない。『元首法の執行に関する命令』の中で、ヒトラーが、「(ライヒ大統領の官職の統合、及び権限の委譲に係なく)私は、職務の内外を問わず、従来通り、ただ指導者兼ライヒ首相と呼ばれるよう配慮されんことを希望するものである」と宣言していたところからも明らかのように、ヒトラーは、民族投票をまつまでもなく、それ以前から既に民族及び党の指導者として「指導者兼ライヒ首相」であつたことに変わりはない。その起源が一九三三年一月三〇日の出来事に遡るものであつたこと、しかし、その授權の根拠が実はドイツ民族自体でもなかつたことは、既に紹介した一九四一／四二年の冬季救済事業の開幕演説の中で、彼が、「神は、一九三三年一月、私に対しライヒの指導を委託した」と語つていたとおりである。したがって、民族投票もまた、政権掌握時点、おそくとも三月五日の時点において事実上成立してたとされる既存の憲法的事態、<sup>(11)</sup>即ち、民族の指導者であるアドルフ・ヒトラーの人格を介した運動と国家の結合という未聞の憲法体制——「指導者—国家—憲法体制」——を単に事後的に認知し、内外に向けて宣言しようとする、一種の「祝祭的<sup>(12)</sup>行為」<sup>(13)</sup>でしかなかつたと結論される。

投票率九五・七%、賛成八九・九%、それが公式発表の伝える投票結果であつた。<sup>(14)</sup>翌日、一切の肩書抜きにただ「アドルフ・ヒトラー」との署名を附し「ナチス黨員及びドイツ民族同胞」に対して発せられた布告は、一五年間にわたつた戦

いの終了を宣言するものであった。「ライヒの最高権力から全行政機構を経て末端の地区の指導に至るまで、ドイツライヒは今日ナチス党の手の中にある。民族同胞諸君の投票により全世界に向かって国家と運動の統一が表明されたのだ。国家権力をめぐる戦いは本日をもって終了した。」<sup>(115)</sup>それから半月後、ニュルンベルクの党大会は、「ドイツにおけるナチス権力の最終的確立が成就した」との次のような勝利の宣言でもって始まった。「ナチス革命は革命的権力事態としては終了した。革命はその望みうるすべてを余すところなく達成した。民族の指導部が今日ドイツにおいてあらゆる事柄について権力を有している。民族の指導部がナチス革命の結果あらゆる行動の可能性を手に入れたのだ。ナチス運動のプログラムを実現しようとする指導部の意思に対して異を唱えることはもはやいかなる者によってであれ不可能となった。指導部の行動は、それがナチズムから委託された任務の執行である限り、戦術的、個人的、従って一時的な性質の諸要因以外、何ものによっても妨げられることはありえない。……一九世紀という神経質な時代はわれわれの手によって最終的に葬り去られた。これから一〇〇〇年間、ドイツにおいてはもはやいかなる革命も起こることはないであろう。」<sup>(116)</sup>

### 略語表

略語については法政研究七卷二号一七六頁に掲載のものを参照されたい。なお、新たに追加した略語は左記の通りである。

DV	Deutsche Verwaltung
JoR	Jahrbuch des öffentlichen Rechts
P/N	H.Pfundner/R.Neubert(Hg.), Das neue Deutsche Reichsrecht
StBvR	Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstages



- (一) RGBI 1930, Teil I, S. 96. (二) W. I. Shirer, The Rise and Fall of the Third Reich, New York 1960, S. 188f. (三) 井上順監『樺三郎國の興亡』東京朝日社 一九六一年 (四) H. Lammers, Reich und Ostmark, 1938, S. 10. (五) RGBI 1933, Teil I, S. 45. (六) Deutsche Allgemeine Zeitung. Ausgabe Gross-Berlin vom 6. 3. 1933. (七) StBVR, Bd. 457, S. 5. (八) StBVR, Bd. 457, S. 26. (九) E. R. Huber, DRW 1939, S. 320. (一〇) Die Reden Hitlers als Kanzler, München 1934, S. 6. (一一) J. Goebbels, Revolution der Deutschen, Oldenburg i. O. 1933, S. 126, 129. (一二) K. Steinbrink, Die Revolution Adolf Hitlers, Berlin 1934, S. 43. (一三) H. Lammers, DJ 1934, S. 1297. (一四) StBVR, Bd. 457, S. 16. (一五) A. Hitler, VB vom 2. 9. 1933. (一六) R. Heß, VB vom 2. 9. 1933. (一七) Führer-Rede zum Kriegs-Winterhilfswerk 1941/42, Berlin 1941, S. 6. (一八) Die Reden Hitlers am Parteitag der Freiheit 1936, München 1936, S. 81. (一九) Der Reichsorganisationsleiter der NSDAP (Hg.), Organisationsbuch der NSDAP, München 1936, S. 487. (二〇) Domarus, S. 406, 422. (二一) Domarus, S. 405f. (二二) K. D. Bracher, Die deutsche Diktatur, Köln-Berlin 1969, S. 253. (二三) 山口俊・梶野親監『ナチンと東洋』東洋書局 一九四五年 (二四) H. B. Brauß, Die Führungsordnung des deutschen Volkes, Hamburg 1940, S. 70. (二五) E. Haidn/L. Fischer, Das Recht des NSDAP, München 1937, S. 33. (二六) Domarus, S. 287. (二七) RGBI 1933, Teil I, S. 479. (二八) RGBI 1933, Teil I, S. 1016. (二九) P/N Ib-4, S. 1. (三〇) W. Frick, Nationalsozialistische Handbuch für Recht und Gesetzgebung. (H. Frank (Hg.)), München 1935, S. 390. (三一) W. Stuckart, DJT 1936, S. 276. (三二) Deutscher Reichsanzeiger und Preussischer Staatsanzeiger. Nr. 284. 1933. (三三) W. Frick, Der Neuaufbau des Reichs, Berlin 1934, S. 14. (三四) O. Koellreutter, Deutsches Verfassungsrecht, Berlin 1935, S. 153. (三五) 米澤貞治・田川健三監『ナチンとナチン體裁』東洋書局 一九三九年 (三六) H. Reuß, JW 1935, S. 2315. (三七) Urt. d. RG, v. 17. 6. 1935, DJ 1935, S. 1100. (三八) C. Shmitt, DR 1934, S. 30. (三九) G. Neße, Führergewalt, Tübingen 1940, S. 56f. (四〇) MK, S. 431. (四一) MK, S. 433, 435. (四二) P. Bucher, Der Reichswehrprozeß, Boppard am Rhein 1967, S. 265, 275. (四三) Hans Schemm Spricht, Bayreuth 1935, S. 315. (四四) A. Hitler, Dokumente der deutschen Politik, Bd. 5, (P. M. Benneckenstein (Hg.)), Berlin 1938, S. 32. (四五) E. Becker, Festgabe der Rechts- und Staatswissenschaften Fakultät Marburg für Erich Jung, 1937, S. 32. (四六) P/N Ib-4, S. 1. (四七) R. Höhn, Die Wandlung im staatsrechtlichen Denken, Hamburg 1934, S. 35. (四八) A. a. O., S. 17. (四九) A. a. O., S. 31. (五〇) F. W.

- Jerusalem, Der Staat, Jena 1935, S. 308f. (9) Preußische Gesetzsammlung, 1933, S. 427. (10) R. Höhn, a. a. O., S. 33f. (11) H. Messerschmidt, Das Reich im Nationalsozialistischen Weltbild, Leipzig 1940, S. 68ff. (12) Deutscher Reichsanzeiger und Preußischer Staatsanzeiger, Nr. 284, 1933. (13) O. Gauweiler, Reichseinrichtungen und Rechtsaufgaben der Bewegung, München 1939, S. 7. (14) G. Neeße, Das Gesetz zur Sicherung der Einheit von Partei und Staat, Dresden 1934, S. 41. (15) R. Höhn, DR 1935, S. 299f. (16) Leitfaden für Gesetz- und Verordnungsentwürfe, Berlin 1937, S. 10. (17) J. Heckel, Berichte über die Lage und das Studium des öffentlichen Rechts, Hamburg 1935, S. 19. (18) E. R. Huber, DRW 1939, S. 326. (19) BA, R43II/694, Bl. 100. (20) E. Dackweiler, Jugend und Recht, 1936, S. 64. (21) E. R. Huber, DRW 1939, S. 323f. (22) RGBl 1935, Teil I, S. 583. (23) RGBl 1942, Teil I, S. 733. (24) W. Frick, DV 1939, S. 39. (25) Die Reden Hitlers am Parteitag der Freiheit 1935, S. 80f. (26) R. Ley, Soldaten der Arbeit, München 1938, S. 169ff. E. R. Huber, DRW 1939, S. 324. (27) W. Stuckart/H. v. R.=v. Hoewel/R. Schieder, Der Staatsaufbau des Deutschen Reichs, Leipzig 1943, S. 11. (28) H. Frank, Rechtsgrundlegende des nationalsozialistischen Führerstaates, München 1938, S. 34. (29) W. Stuckart, DJT 1936, S. 279f.; H. Reuß, VA 1936, S. 12f. (30) G. Neeße, a. a. O., S. 42. (31) F. M. du Prel, DR 1934, S. 430. (32) H. Göring, VB vom 28.10.1935. (33) W. Sommer, DJZ 1936, S. 503. (34) R. Höhn, DR 1935, S. 475. (35) Die Reden Hitlers am Parteitag der Freiheit 1935, S. 14ff. (36) R. Höhn, DR 1935, S. 475ff. (37) StBVR, Bd. 458, S. 57. (38) StBVR, Bd. 458, S. 61f. (39) StBVR, Bd. 458, S. 62. (40) StBVR, Bd. 458, S. 81. (41) Der Kongress zu Nürnberg vom 5. bis 10. September 1934, München 1934, S. 162. (42) Urt. d. RG. v. 17.2.1939, DR 1939, S. 1786. (43) R. Höhn, DR 1935, S. 477. (44) R. Freisler, Richter und Gesetz, 1935, S. 7f. (45) H. Göring, VB vom 28.10.1935. (46) P/N Ib-4, S. 2. (47) W. Frick, ABC des Deutschen Beamtengesetzes, Berlin 1935, S. 11. (48) E. Haidn/L. Fischer a. a. O., S. 54. (49) A. a. O. (50) G. Dahm, Deutsches Recht, Hamburg 1944, S. 220. (51) RGBl 1934, Teil I, S. 747. (52) StBVR, Bd. 458, S. 30. (53) W. Frick, DV 1936, S. 373. (54) Ritterbusch, JW 1934, S. 2194. (55) G. Neeße, Partei und Staat, Hamburg 1936, S. 62. (56) E. R. Huber, Verfassungsrecht des Großdeutschen Reiches, 2. Aufl., Hamburg 1939, S. 230. (57) A. Köttgen, JöR, 1937, S. 67f. (58) E. R. Huber a. a. O., S. 222. (59) R. Kluge/H. Krüger, Verfassung und Verwaltung im Dritten Reich, Berlin 1936, S. 51. (60) G. Küchenhoff, Handwörterbuch der Rechtswissenschaft, Ergänzungsband VIII, der Umbruch 1933/36,

1937, S. 204. (28) H.Korte, DV 1942, S. 474. (29) P/N Ia-20, S. 1. (30) O. Maibner/G. Kaisenberg, Staats- und Verwaltungsrecht im Dritten Reich, Berlin 1935, S. 65. (31) RGBl 1934, Teil I, S. 751. (32) J. Goebbels, Tagebücher. Bd. 2., München 1992, S. 829. (33) Domarus, S. 441. (34) H. Lammers, DJ 1934, S. 1299. (35) VB vom 19/20.8.1934. (36) K.D. Bracher, a.a.O., S. 265. (37) E. R. Huber, a.a.O., S. 216f. (38) H.Korte, DV 1942, S. 475. (39) F.P. Heffter/C.H. Ule/C. Dernecke, Sonderausgabe aus JöR, Bd. 22, S. 78. (40) VB vom 21.8.1934. (41) Domarus, S. 445. (42) Der Kongress zu Nürnberg vom 5. bis 10. September 1934, S. 22ff.